

平成20年度事務事業評価表	担当	議会事務局	内線等	1722
---------------	----	-------	-----	------

事務事業名	政務調査費交付金事業			
総合計画、市長マニフェストでの位置付け (該当しない事業については記入不要です。)				
基本目標	-	施策名	-	
基本目標、施策に対する貢献度		-		
市長マニフェスト	-			
市長マニフェストの執行状況		-		

事務事業の内容

対象(受益者)	市議会における各会派（議員が会派を結成しない場合は、当該議員を1の会派とみなす。）に
手 段	議員1人に年額29万円を限度とし、年2回使途基準に則って交付することにより
成果、目標	議員の調査研究に資する

成果指標

成果指標名	執行率		
成果指標の説明	交付額 / 議員数(22人) × 29万円		
指標の推移	平成19年度決算（実績）	平成20年度決算（実績）	平成21年度予算（計画）
成果指標	92.8%	95.5%	100.0%
成果指標			

事業の概要

項 目	平成19年度実績	平成20年度実績	平成21年度計画
交付額	5,918,526円	6,090,000円	6,380,000円
主な用途	研究研修費（会場使用料、講師謝金等）、調査旅費（旅費、入場料等）、資料作成費（新聞購読料、図書購入費等）、広報費（印刷製本費、新聞折込費等）ほかその他の経費（事務用消耗品代等）		

事業にかかる人工

(単位：人)

人工計	0.10人	次長 課長級	0.00人	補佐級	0.00人	係長級	0.00人	一般職	0.10人	非常勤	0.00人	再任用	0.00人
-----	-------	-----------	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------

事業費 決算書、予算書に記載のある事業は決算書等の事業費を記載してください。(単位：千円)

人件費を含む事業費	事業費	6,090
	人件費	570
	合計	570
財源内訳	特定財源	0
	一般財源	570

事業の仕分け

A 現行どおり市が実施	説明	地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、蒲郡市議会政務調査費の交付に関する条例を制定し、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として1議員につき年額29万円を限度に会派に対し政務調査費を交付している。また、政務調査費の交付を受けた会派は、条例の定めるところにより経理責任者を定め、提出期限までに交付された政務調査費の収入及び支出の報告書を議長に提出している。
-------------	----	---

総合評価

総合評価	B 事業の進め方に改善の余地がある
------	-------------------

改善点、問題点等

過去の改善点	平成13年3月27日に蒲郡市議会政務調査費の交付に関する条例及び同規則を制定し、政務調査費の交付に関する用途基準等を明確にした。これを受けて平成13年5月28日に議員対象に政務調査費の支給に関する説明会を開催した。さらに改選後新たに当選した新人議員を対象に同様の説明会を開催して(開催実績：平成15年、19年ともに5月2日)、注意を促した。また、平成13年度よりこれまでの市政調査研究費補助金35万円を29万円に減額した。平成20年度よりインターネットの接続に係る経費のうちその半分を認めることにした。
現在の課題、問題点	・市民オンブズマンなどから用途に対する厳しいチェックが予想されるため、各会派各議員に政務調査費の用途基準を十分理解していただき、収支報告書類の整理、保管を徹底していただく。・各会派の経理責任者による収支報告書類などの整理状況により、事務局でのチェックの事務量が変動する。・議員の自主的な調査活動に十分効果をあげていると思われるが、その用途のうち燃料費、電話料等義務的費用が大半の議員も一部に見受けられる。
今後の改善計画	会派報告の対象事業費の状況からみると交付額はおおむね適正だと思うが、全国類団による都市規模としてはやや高額と思われるので、交付額の引き下げを今後検討する必要がある。また、用途をさらに透明化するため、疑念される用途項目を再度協議し、場合によっては見直し、改正することも考えられる。